

別府市海外留学奨励金交付要綱

制定	平成 1 5 年 7 月 7 日 別府市告示第 1 4 2 号
改正	平成 1 6 年 7 月 2 2 日 別府市告示第 1 9 4 号 平成 1 8 年 3 月 2 7 日 別府市告示第 8 1 号 平成 2 5 年 2 月 2 6 日 別府市告示第 1 9 号 平成 2 6 年 4 月 7 日 別府市告示第 1 5 2 号 平成 2 7 年 3 月 1 3 日 別府市告示第 6 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、諸外国に留学し、積極的に勉学に励み、留学先における交流を促進する市民に対し、予算の範囲内において別府市海外留学奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、別府市が「国際交流都市宣言」の趣旨にのっとり、今後より一層の国際化を推進することを目的とする。

(留学施設)

第 2 条 奨励金の交付の対象となる留学は、海外の高校、短期大学、大学、専門学校又は語学学校（以下「留学施設」という。）への留学とする。

(支給対象者)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 義務教育を修了した者又は修了見込みの者
- (2) 市内に 3 年以上居住している者又は市内に過去 3 年以内に 3 年以上居住していた者

- (3) 心身ともに健康である者
- (4) 留学施設において教育及び研究等を行う者
- (5) 留学しようとする期間が24週以上である者
(申請の手続)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、留学する前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類の提出のできない特別の事情を認めるときは、この限りではない。

- (1) 別府市海外留学奨励金交付申請書(様式第1号)
- (2) 履歴書
- (3) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 入学許可証又は受入通知書の写し及び日本語訳を記載した書面
- (5) 学費支払証明書(銀行送金依頼書控えでも可)

2 奨励金の交付を受けようとする者のうち、次の各号に掲げる市の当該各号に定める留学施設(以下「提携校」という。)に留学しようとするものは、前項に規定する申請の際に別府市提携校私費留学申請書(様式第2号)を添付しなければならない。

- (1) ロトルア市 ワイアリキ・インスティテュート・オブ・テクノロジー又はロトルア・イングリッシュ・ランゲッジ・アカデミー
- (2) 烟台市 魯東大学
- (3) バース市 シティ・オブ・バース・カレッジ
(奨励金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、奨励金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定したときは、当該決定の日から申請者が出国する日までの間に、申請者に対し奨励金を交付するものとする。ただし、奨励金の交付を決定した後、出国までの間に交付できないときは、出国後に交付することができる。

2 奨励金の額は、1人1回に限り5万円とする。

(報告)

第7条 奨励金の受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 留学施設を休学、復学又は退学したとき。
- (2) 留学施設から停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 留学を終了し、帰国したとき。

(努力義務)

第8条 奨励金の受給者は、市民として勉学に励み、留学先における交流を深め、もって国際人としての資質の向上に努めるとともに、留学を終えた後は、市の国際交流活動に貢献するよう努めなければならない。

(遵守事項)

第9条 奨励金の受給者のうち、提携校に留学するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学費を一括して留学する提携校に支払うこと。
- (2) 留学の際の宿泊については、提携校の管理の下、ホームステイすること。ただし、魯東大学に留学の場合は、当該大学内の招待所に宿泊するものとする。
- (3) 住所に変更があったときは、速やかに市長に報告すること。
- (4) 宿泊費及び食費を受入家庭（魯東大学に留学の場合は、当該大学）に直接支払うこと。
- (5) 勉学の傍ら留学先の姉妹都市又は友好都市の市民との交流を深め、相互理解に努めること。
- (6) 常に提携校に留学する者としての自覚を持ち、節度のある行動の下に勉学に励むこと。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた者があるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成16年7月22日別府市告示第194号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日別府市告示第81号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の別府市海外留学奨励金交付要綱の規定は、同日以降の奨励金の交付の申請について適用する。

附 則（平成25年2月26日別府市告示第19号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月7日別府市告示第152号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月13日別府市告示第68号）

この要綱は、告示の日から施行する。